平成２５年（フ）第４０号
千葉県南房総市富浦町豊岡952番地
債務者　舩山　登義
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第２１３号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作4877番地９
債務者　森谷　聖人
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３２号
石川県白山市宮永市町342番地３　パール・ウィルモアⅡ102号室、従前の住所石川県白山市宮原町15番地
債務者　河村　優紀（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２５８号
石川県白山市新田町210番地、従前の住所横浜市港南区港南１丁目14番５―510号
債務者　米本　康夫
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２８１号
石川県野々市市御経塚１丁目417番地ピーチガーデン203号、従前の住所金沢市黒田１丁目255番地、従前々の住所愛知県刈谷市小山町２丁目５番地９、従前々々の住所東京都狛江市東和泉２丁目17番６号
債務者　岩本　純一
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２８９号
石川県野々市市稲荷４丁目40番地
債務者　小畠外茂子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２９０号
金沢市御供田町ホ171番地２　冨士タクシー寮、従前の住所石川県小松市上小松町戊30番地１
債務者　安田　弘男
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３１９号
金沢市大手町２番９号　朝日プラザ大手町201号、過去３年間の住所地番等省略金沢市三浦町、金沢市平和町３丁目、石川県七尾市石崎町香島２丁目、福井県あわら市大溝２丁目、富山市中田２丁目
債務者　木村亜由美（旧氏名木村渉）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９５号
長野県上田市国分１丁目５番10号
債務者　三浦　繁美
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１０９号
長野県千曲市大字稲荷山544番地１　コーポミヤケ７号
債務者　西島　典子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１１１号
長野県千曲市大字屋代3143番地３　高ヶ原団地３―308
債務者　中村　則子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４４号
長野県下伊那郡大鹿村大字鹿塩380番地６　塩河団地４―２
債務者　永井　達雄
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第３２号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科366番地の２
債務者　土屋　幸子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第３５６号
兵庫県加古川市平岡町新在家３丁目282番地の８　グリーンルミナス102号、従前の住所神戸市北区有野台５丁目３番Ｂ48棟205号
債務者　碇子八千代
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２８６号
奈良県桜井市大字桜井135番地の２
債務者　大西　　勝
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１２号
山口県下関市吉見里町２丁目５番22号　スターハイム・ヴィレッジ201号
債務者　坂本　浩治
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係